

改めてのれんの非償却を求める

2026年6月22日

公益社団法人 経済同友会

代表幹事 山口 明夫

副代表幹事 地経学委員会委員長 鈴木 純

副代表幹事 スタートアップ推進総合委員会委員長 辻 庸介

副代表幹事 新産業創出委員会委員長 南部 智一

副代表幹事 企業経営・変革委員会委員長 安田 結子

25年度規制改革委員会委員長 間下 直晃

1. 「のれん非償却」が本来的には望ましい制度

本会としてかねてより主張してきた「のれん非償却の導入」が、比較可能性やM&A促進の観点から本来的に望ましいとの考えを改めて強調する。特に、日本基準を適用する企業が、IFRSや米国基準適用企業と比較して、のれん償却による利益圧迫を受けることで、買収競争において不利な立場に置かれる現状は看過できない。

IFRSへの移行には、会計基準変更に伴うシステム改修、人材育成、内部統制・開示プロセスの再構築等、多大なコストと経営負荷を伴う。さらに連結子会社や海外拠点を含めたグループ全体での対応が必要となるケースも多く、実務面・人材面の制約から、移行を断念する企業も少なくない。加えて、日本市場においては、税制、会社法、取引慣行等を含め、日本基準を前提とした制度・実務運営が依然として広く定着しており、単純にIFRSへ全面移行することが現実的でない企業も多い。実際には、のれん非償却を導入するためだけに、多額のコストと長期間を要するIFRS移行を選択する企業は限定的である。このため、のれん部分（無形資産を含む）についてIFRSと整合的な考え方を導入し、日本基準を維持したままでも投資家にとって国際的に比較可能な投資判断を行いやすい環境を整備していくことが重要である。

一方で、第56回企業会計基準諮問会議（2026年3月13日）の資料(1)-2-4において仮に償却を維持した場合の対応として「償却期間・償却方法に関するガイダンス開発」および関連する「開示の見直し」の検討が示された。

本会としては、のれん非償却の導入が本来的に望ましいとの立場を維持しつつ、以下のとおり意見を述べる。

2. 償却期間・償却方法のガイダンスについての留意点

「償却期間・償却方法に関するガイダンス開発」については、透明性向上という観点では意義がある一方で、運用次第では企業実態をかえって歪める可能性も否定できない。現状、のれん償却は会計基準上 20 年以内とされているが、実務上は短期間での償却が求められるケースが少なくない。ガイダンスが形式化・画一化されれば、償却期間がさらに硬直的に運用されるリスクに注意したい。償却期間の恣意性に対する不透明感の解消には一定程度つながるが、M&A 促進や成長投資の後押しに結びつくものではない。

3. 開示の見直しについて（制度的開示と情報インフラの整備）

一方、開示の見直しにおいて、一定の条件整備が行われるのであれば、市場との対話改善に資する可能性はある。特に、のれん償却の影響を考慮した利益指標について、単なる任意開示ではなく、有価証券報告書や決算短信等において継続的かつ横断的に比較可能な形で制度的に開示を求めるのであれば、投資家による企業分析の充実に一定の意義があると考えられる。具体的には、決算短信において、「のれん償却前営業利益」「のれん償却前経常利益」「のれん償却前純利益」を、のれんの有無にかかわらず必須の記載項目とすることを求める。のれんを計上していない企業も含めて一律に記載を求めることで、企業横断的な比較可能性が確保され、日本会計基準以外にはない、M&A 後に発生するのれんの償却の影響を控除した実態ベースでの収益力比較が可能となる。

また、制度的開示の実効性を高めるためには、企業開示資料内での開示にとどまらず、個人投資家を含む市場参加者が日常的に利用する情報インフラにおいて広く活用されることが重要である。主要な株式情報サイト（主要ポータルサイト）等においては、日本基準を適用する企業について、比較可能性の観点から、上記の「のれん償却前営業利益」「のれん償却前経常利益」「のれん償却前純利益」を、それぞれ「営業利益」「経常利益」「純利益」として表示することを強く求める。

4. 投資指標への展開と今後への期待

前項で述べた利益指標の開示に加え、その情報が実際の投資判断に十分活用されるためには、EPS、PER、ROE 等の投資指標についても、のれん償却の影響を考慮した形で継続的かつ比較可能な形で利用できる環境を整備する必要がある。株式市場では依然として PER や利益水準が企業評価において重視されており、現行制度下では M&A を積極的に行う企業ほど利益が低く見えやすい構造となっている。具体的には、EPS、PER、ROE といった投資家が重視する指標についても、上記の「のれん償却前純利益」をベースに算出した数値を、主要な株式情報サイト（主要ポータルサイト）等に掲載することを、金融庁に対して強く求めたい。これらの指標についてポータルサイト等への一律掲載を義務づけるこ

とは実務上容易ではないと考えられるものの、比較可能性を確保する観点から、のれん償却前純利益を基礎とした指標が標準的に参照される環境を整備していくことが強く望まれる。

したがって、仮に開示制度の見直しを検討していくのであれば、単なる追加開示にとどまらず、投資家が企業間比較を適切に行えるよう、実際の投資判断に用いられる指標レベルまで含めた包括的な対応を考慮していくことが不可欠である。特に、投資家が企業価値を適切に比較・評価できる環境整備という観点からも、制度設計における国際的整合性の確保が重要である。

なお、こうした決算短信における必須開示と、主要な株式情報サイト等での比較可能な形での表示が実現されるのであれば、本会がかねてより掲げてきたM&Aの一層の促進や、グローバルとのコンバージェンスによる比較可能性の確保について一定の効果があるものとする。その場合には、無形資産の取扱いを含めた日本会計基準そのものの抜本的な見直しについては、中長期的な検討課題として位置付け、今後も継続的に議論を深めていくことが望ましい。

改めて、本会としては、引き続き「のれん非償却」が本来的に望ましい制度であるとの立場を維持しつつ、今後の議論においては、日本企業の成長投資やM&A促進、そして国際的な比較可能性の向上に真に資する制度設計の実現を強く求める。

以上